

平成30年度（2018年度）

# 行政監査結果報告書

監査テーマ

「物品の取得、管理及び活用状況等について」

令和元年（2019年）8月

北海道監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的及び着眼点	1
3	監査の対象部局	1
4	監査の対象年度	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の方法	1
第 2	物品の管理等	2
1	物品の管理の原則	2
2	物品の整理区分等	2
第 3	監査対象物品の概要	2
1	監査対象物品の選定の考え方	2
2	事前調査	2
第 4	監査結果等	5
1	対象物品の保有状況	5
(1)	対象物品	5
(2)	部局別保有状況	6
2	監査結果	7
(1)	監査結果の概要	7
(2)	物品の取得等に係る事務手続の状況について	8
ア	対象物品の取得状況等	8
イ	問題点	9
ウ	是正、改善等を要する事項	9
(3)	物品の管理等の状況について	10
ア	対象物品の使用目的	10
イ	対象物品の使用形態	10
ウ	問題点	11
エ	是正、改善等を要する事項	16
(4)	物品の活用状況について	17
ア	対象物品の使用期間	17
イ	対象物品の使用状況	17
ウ	問題点	18
エ	是正、改善等を要する事項	18
第 5	所見	19
(資料編)		
	・ 指定物品現在高一覧表	21
	・ 備品登録票	21
	・ 備品記録票	23
	・ 指定物品現在高報告書	25

# 監 査 報 告

## 第 1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

物品の取得、管理及び活用状況等について

### 2 監査の目的及び着眼点

道では、平成28年（2016年）3月に策定した「行財政運営方針」に基づき、行政サービスの質の維持向上などに取り組むこととし、新たな地方公会計の整備促進を図ることを目的に、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務情報の公開に取り組み、平成29年度（2017年度）（平成28年度（2016年度）決算）から、貸借対照表等の財務書類を公表している。

一方、平成29年度（2017年度）定期監査において、物品の処分を適切に行っていないものや、指定物品の現在高報告を誤っているものなど、物品の管理等を適切に行っていない部局が見受けられた。

このことから、物品の管理等が適正に執行されているかについて、行政監査を実施することとし、取得価格又は評価額等（以下「取得価格等」という。）が100万円以上の物品について、次の点に着目して、監査を実施した。

- (1) 物品の取得手続等は適切に行われているか
- (2) 物品の管理等は適切に行われているか
- (3) 物品は有効に活用されているか

### 3 監査の対象部局

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部（各部の出先機関を含む。）、出納局、各総合振興局・振興局（各総合振興局・振興局の出先機関を含む。）、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁（各教育局、所管機関を含む。）、警察本部（各方面本部、警察学校及び各警察署を含む。）

### 4 監査の対象年度

平成29年度（2017年度）及び平成30年度（2018年度）（必要に応じて他の年度も対象とした。）

### 5 監査の実施期間

平成30年（2018年）9月から令和元年（2019年）7月まで

### 6 監査の方法

監査対象部局から関係資料の提出を求めた上で、定期監査と同時に実地又は書面により監査を実施した。

## 第2 物品の管理等

### 1 物品の管理の原則

北海道財務規則（以下「財務規則」という。）第218条において、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされ、物品の管理に関する事務を行う職員は、規則その他の物品の管理に関する法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行わなければならないとされている。

さらに、物品管理事務取扱要領（昭和58年（1983年）4月1日付け局物第171号出納局長通達）において、規則、通達等で備え付けることとされている帳簿等の記録を的確に行い、常に保管内容を把握し、毎年1回及び必要に応じ随時に物品と帳簿等の記載内容と突合点検することとされている。

### 2 物品の整理区分等

物品は、財務規則第209条及び第210条において、現に物品の出納をした日の属する会計年度により、会計別に、種別（備品、消耗品、図書、動物及び生産品の5区分）及び類別（大類別、中類別及び小類別の3段階）を区分して整理することとされ、別表第5「物品種別類別表」において定められている。（3頁及び4頁を参照）

また、種別が備品とされるもののうち、別表第6に定める取得価格等が100万円（車両のうち自動車類にあっては、60万円）以上のものを「指定物品」とし、毎会計年度の終了後、指定物品現在高報告書を作成し、会計管理者に提出することとされている。

## 第3 監査対象物品の概要

### 1 監査対象物品の選定の考え方

道が公表している財務書類では、物品については「取得価格等が100万円（自動車は60万円、美術品は300万円）以上の場合に資産」として計上していることから、行政監査の対象物品は、取得価格等が100万円以上のものとした。（消耗品、図書及び生産品を除く。）

なお、美術館、博物館等の標本・美術品は、展示、調査研究が目的であり、事業実施のために使用する他の物品と異なること、及び過去に行政監査を実施した自動車類については、対象外とした。

また、一般会計のほか、道が公表している財務書類において対象としている特別会計に属する物品も対象とした。

### 2 事前調査

行政監査の実施に当たり、対象物品の保有状況等について調査を実施した。

【物品の種別、類別区分等（別表第5、第6関係）】

（網掛け部分は、行政監査の対象外物品）

種 別	大 類 別	中 類 別	小 類 別	指定物品		
01 備 品	01 庁用器具	01 家具・什器	01 机類			
			02 いす類			
			03 棚・箱類			
			04 厨具類			
			05 冷暖房器具類		○	
			06 その他			
		02 事務用機器	01 事務用品類	○		
			02 印刷・複写機類			
			03 計算機類			
			04 タイプライタ類			
			05 製図機器類			
			06 印章類			
		03 被服・寝具	01 被服類			
			02 寝具類			
		02 産業機器	01 動力機器	01 内燃機関類	○	
				02 水車類		
				03 タービン類		
				04 変速機類		
	05 ボイラ類					
	06 その他					
	02 荷役機器			01 クレーン類		○
				02 巻上機類		
				03 コンベア類		
				04 昇降機類		
				05 包装・荷造機器類		
				06 その他		
	03 土木建設機器			01 掘削機械類		○
				02 くい打・くい抜機械類		
				03 整地機械類		
				04 コンクリート機械類		
				05 アスファルト機械類		
				06 トラクタ類		
			07 しゅんせつ機械類			
			08 その他			
	04 農林水産機器		01 耕耘整地用機器類	○		
			02 栽培管理用機器類			
			03 収穫調整用機器類			
			04 林産用機器類			
			05 水産用機器類			
			06 畜産用機器類			
			07 食品加工機器類			
			08 その他			
	05 工鉦機器		01 工作機器類	○		
			02 鉦山機器類			
			03 製紙機器類			
			04 繊維・染色機器類			
			05 化学プラント類			
			06 木工機器類			
			07 印刷・製本機器類			
			08 工業よう炉類			
			09 鑄造機器類			
			10 その他			
03 一般機器	01 計測機器		01 長さ計類	○		
			02 はかり類			
			03 温度・湿度・熱量計類			
			04 時間・速さ計類			
		05 面積・体積計類				
		06 流量・液面・粘度計類				
		07 圧力計類				
		08 濃度・比重計類				
		09 光度・光束・照度計類				
		10 精密測定機器類				
		11 材料試験機類				
		12 測量機器類				

種 別	大 類 別	中 類 別	小 類 別	指定物品
01 備 品	03 一般機器	01 計測機器	13 力計類	○
			14 工率計類	
			15 粒度計類	
			16 屈折計類	
			17 織度計類	
			18 その他	
		02 電気機器	01 電気・磁気試験測定機器類	○
			02 電力用機器類	
			03 照明機器類	
			04 コンデンサー類	
			05 抵抗器類	
			06 リアクトル類	
			07 自動制御用機器類	
			08 電子計算機器類	
			09 その他	
		03 通信用機器	01 有線・無線通信機器類	○
			02 電気音響・放送機器類	
			03 有線・無線試験測定機器類	
		04 理化学機器	01 アスファルト・セメントコンクリート試験機類	○
			02 油類試験機類	
			03 エックス線機器類	
			04 音実験機器類	
			05 気象機器類	
			06 紙・バルブ試験機類	
	07 原子力機器類			
	08 写真・光学機器類			
	09 耐候・色材試験機類			
	10 蒸留・分留機器類			
	11 石炭・コークス試験器類			
	12 繊維・織物試験機類			
	13 熱学実験機器類			
	14 土質試験・農芸化学機器類			
	15 分析機器類			
	16 放電電子実験機器類			
	17 力学運動実験機器類			
	18 分離機類			
	19 その他			
	05 医療機器	01 医療機器類	○	
		02 動物医療機器類		
	06 その他の機器	01 教育用機器類	○	
		02 警察・消防用機器類		
		03 公害防止測定用機器類		
		04 雑機器類		
	04 船舶・車両	01 船舶	01 船舶類	○
			02 船舶用機器類	
	02 車両	01 機関車類	○	
		02 自動車類		
03 その他の車両類				
04 車両用機器類				
05 教養・体育機器	01 教養器具	01 楽器類		
		02 娛樂具類		
		03 その他		
	02 体育機器	01 体育用具類		
		03 その他		
06 標本・美術品	01 標本	01 標本類		
		02 模型類		
		03 見本類		
	02 美術品	01 美術工芸品類		
		02 その他		
	03 史的遺産	01 史的遺産		
	02 消耗品			
03 図書	01 図書	01 図書	01～10 (略)	
04 動物	01 動物	01 動物	01～05 (略)	
05 生産品	01 生産品	01 生産品	01～08 (略)	

## 第4 監査結果等

### 1 対象物品の保有状況

#### (1) 対象物品

監査対象部局に対する事前調査の結果、対象物品の保有状況は、表1-1のとおりとなっており、平成30年（2018年）8月31日現在の総保有数は、8,399点、取得価格等の総額は、636億6,249万403円であった。

なお、点数では、除雪車、凍結防止剤散布機等の「土木建設機器」の1,453点が最も多く、管理方法では、単品管理で、「土木建設機器」が1,446点、セット管理では、有線・無線通信機器、放送機器等の「通信用機器」が599点で最も多くなっていた。

また、土器、化石等の史的遺産については、対象となる物品はなかった。

【表1-1】対象物品の保有状況

(単位：円)

大類別	中類別	平成28年度末		平成29年度末		平成30年8月31日現在			
		点数	取得価格等	点数	取得価格等	点数	内訳		取得価格等
							単品管理	セット管理	
庁用器具	01 家具・什器	190	446,234,592	193	452,774,701	193	101	92	452,774,701
	02 事務用機器	112	318,069,549	105	308,367,212	103	71	32	306,033,712
	03 被服・寝具	5	5,197,500	5	5,197,500	5	5	0	5,197,500
産業機器	01 動力機器	35	98,906,075	33	77,565,722	32	29	3	67,626,222
	02 荷役機器	100	284,962,349	100	284,962,349	100	96	4	284,962,349
	03 土木建設機器	1,454	31,161,009,286	1,463	31,586,517,700	1,453	1,446	7	31,403,712,015
	04 農林水産機器	680	2,021,712,655	697	2,074,759,207	695	672	23	2,073,001,267
	05 工鉦機器	1,047	4,497,014,367	1,059	4,688,491,467	1,060	982	78	4,690,678,843
一般機器	01 計測機器	816	2,763,051,058	813	2,829,163,761	805	618	187	2,809,824,609
	02 電気機器	781	3,713,088,152	768	3,619,010,424	753	259	494	3,546,917,131
	03 通信用機器	799	8,520,178,768	833	8,552,804,268	826	227	599	8,534,322,635
	04 理化学機器	1,290	5,600,578,968	1,297	5,650,187,256	1,292	1,024	268	5,637,005,984
	05 医療機器	262	685,729,059	268	692,181,309	267	211	56	691,591,559
	06 その他の機器	393	1,794,476,504	380	1,715,035,810	377	237	140	1,688,207,950
船舶・車両	01 船舶	55	341,755,753	56	374,516,147	56	45	11	374,516,147
	02 車両	26	66,468,905	27	67,721,705	26	26	0	66,245,705
教養・ 体育機器	01 教養器具	65	112,964,486	66	114,530,486	66	47	19	121,238,686
	02 体育機器	64	266,094,171	66	272,962,971	66	61	5	272,962,971
標本・ 美術品	01 標本	149	314,827,049	150	318,049,499	150	141	9	318,049,499
	02 美術品	70	309,731,418	70	309,731,418	70	69	1	309,731,418
	03 史的遺産	0	0	0	0	0	0	0	0
動物	01 動物	5	14,889,500	4	7,889,500	4	4	0	7,889,500
合 計		8,398	63,336,940,164	8,453	64,002,420,412	8,399	6,371	2,028	63,662,490,403

注) セット管理している備品の点数は、1点として表記している。(以下同じ。)

## (2) 部局別保有状況

部局別（本庁、総合振興局及び振興局、教育庁、警察本部）の保有状況は、表1-2のとおりとなっており、本庁（出先機関（診療所を除く。）及び各種委員会を含む。）では、2,366点、155億6,165万6,480円、総合振興局及び振興局（出先機関及び診療所を含む。以下「振興局」という。）では、2,318点、345億9,473万7,595円、教育庁（各教育局及び所管機関を含む。）では、3,192点、113億9,221万7,722円、警察本部（各方面本部、警察学校及び各警察署を含む。）では、523点、21億1,387万8,606円となっていた。

【表1-2】部局別の保有状況（平成30年8月31日現在）

（単位：円）

大類別	中類別	本 庁		振興局		教育庁		警察本部	
		点数	取得価格等	点数	取得価格等	点数	取得価格等	点数	取得価格等
庁用器具	01 家具・什器	42	138,911,381	53	83,951,558	89	214,936,960	9	14,974,802
	02 事務用機器	32	141,216,499	37	53,030,610	33	110,752,353	1	1,034,250
	03 被服・寝具	5	5,197,500	0	0	0	0	0	0
産業機器	01 動力機器	13	18,305,370	0	0	19	49,320,852	0	0
	02 荷役機器	22	52,977,319	4	9,997,050	71	214,159,980	3	7,828,000
	03 土木建設機器	19	81,026,901	1,162	30,541,365,571	271	779,759,543	1	1,560,000
	04 農林水産機器	115	406,191,798	125	415,980,292	455	1,250,829,177	0	0
	05 工鉦機器	422	2,280,253,556	26	56,545,201	598	2,308,078,903	14	45,801,183
一般機器	01 計測機器	232	1,086,653,235	121	444,328,011	204	554,819,756	248	724,023,607
	02 電気機器	144	863,741,717	18	57,027,164	582	2,574,309,950	9	51,838,300
	03 通信用機器	441	6,378,423,442	121	802,427,257	158	436,090,963	106	917,380,973
	04 理化学機器	480	2,873,159,758	487	1,623,373,137	298	1,087,045,739	27	53,427,350
	05 医療機器	123	330,530,021	53	170,242,929	38	116,832,789	53	73,985,820
	06 その他の機器	45	204,595,050	44	126,368,187	241	1,141,473,192	47	215,771,521
船舶・車両	01 船舶	3	74,300,004	16	34,586,807	37	265,629,336	0	0
	02 車両	13	42,802,192	4	4,904,650	8	17,286,063	1	1,252,800
教養・ 体育機器	01 教養器具	5	22,712,280	9	16,732,450	52	81,793,956	0	0
	02 体育機器	31	129,205,690	30	132,084,221	5	11,673,060	0	0
標本・ 美術品	01 標本	140	299,620,349	2	4,892,500	8	13,536,650	0	0
	02 美術品	39	131,832,418	6	16,900,000	21	155,999,000	4	5,000,000
動物	01 動物	0	0	0	0	4	7,889,500	0	0
合 計		2,366	15,561,656,480	2,318	34,594,737,595	3,192	11,392,217,722	523	2,113,878,606



## 2 監査結果

### (1) 監査結果の概要

監査を実施した結果、着眼点ごとの各部局に係る是正、改善等を要する事項は、次のとおりである。

監査の着眼点	是正、改善等を要する事項	部局数	点 数
ア 物品の取得手続等は適切に行われているか	管理換の決定を行っていないもの	1部局	1点
	廃棄の決定を行っていないもの	3部局	10点
	計	4部局	11点
イ 物品の管理等は適切に行われているか	物品の所在が確認できないもの	3部局	12点
	物品の一部を紛失しているもの	1部局	1点
	指定物品の報告をしていないもの	30部局	67点
	物品を廃棄等しているが、現存するものとして指定物品の報告をしているものなど	36部局	241点
	物品の一部を処分又は追加しセット管理しているが、指定物品の現在高を変更していないものなど	22部局	37点
	指定物品の取得価格等を誤って報告しているもの	13部局	627点
	指定物品の対象とならない備品を報告しているもの	4部局	24点
	備品をシステムに登録していないもの	1部局	1点
	突合点検を実施していないもの	57部局	626点
	計	167部局	1,636点
ウ 物品は有効に活用されているか	未使用の物品について、修繕が不可能とするものや、機器を更新したため不用となったことなどを理由に、使用する見込みのないものを長期間保管しているもの		

## (2) 物品の取得等に係る事務手続の状況について

財務規則において、物品の取得とは、道が新たに所有権を得る行為をいい「購入」、「生産等」、「寄附」及び「公有財産からの編入」の4種類が規定されており、物品の管理とは、物品を保管し、使用又は貸付等の運用を図ることをいい「管理換」、「保管」、「寄託」、「保管換」、「供用」、「供用換」、「返納」、「修繕又は改造」、「運送」及び「亡失」の10種類が規定されている。

また、処分とは、概ね道の所有権又は占有権を喪失させる行為のことをいい、「売払い」、「解体」、「廃棄」、「貸付」、「交換」、「譲与」、「支給材料の支給」、「供与等」及び「公有財産への編入」の9種類が規定されている。

さらに、物品購入等事務取扱要領（平成3年（1991年）3月26日付け局物第403号出納局長通達）、物品管理事務取扱要領等において、物品の取得、管理及び処分に関する具体的な手続が定められている。

### ア 対象物品の取得状況等

監査対象部局に対する事前調査の結果、平成29年度（2017年度）及び平成30年度（2018年度）（平成30年（2018年）8月31日まで）における対象物品の取得状況等は、表2のとおりとなっており、平成29年度（2017年度）は、増となった理由としては、「購入」によって取得したものが182点（56.2%）と最も多く、減となった理由としては、「管理換等」によるものが121点（45.0%）と最も多かった。

なお、「その他」の理由としては、増では、物品を解体し新たに管理したため、減では、公有財産へ編入したためなどがあつた。

【表2】対象物品取得状況等

区 分	平成29年度		平成30年度（～8月31日）		
	点数	割合（%）	点数	割合（%）	
増 理 由	購 入	182	56.2	3	18.8
	寄 附	1	0.3	0	0.0
	管 理 換 等	121	37.3	12	75.0
	交 換	19	5.9	0	0.0
	そ の 他	1	0.3	1	6.3
	計	324	100.0	16	100.0
減 理 由	売 払	34	12.6	16	22.9
	譲 与	3	1.1	0	0.0
	解 体 ・ 廃 棄	97	36.1	34	48.6
	管 理 換 等	121	45.0	12	17.1
	交 換	11	4.1	0	0.0
	そ の 他	3	1.1	8	11.4
	計	269	100.0	70	100.0

注1 管理換等とは、物品管理者が管理する物品を、他の物品管理者と協議して、その所属に移し換えることなど。

2 交換とは、道以外の者が所有する同一種類の動産と交換すること。

3 譲与とは、公益上の必要に基づき、他の地方公共団体等に物品を譲渡すること。

※ 割合（%）は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。（以下同じ。）

## イ 問題点

「物品の取得手続等は適切に行われているか」に着眼し、監査した結果、次のような問題点があった。

### (7) 管理換の決定を行っていないもの

物品管理者が管理する物品を、他の物品管理者の所属に移し換えるときは、物品管理換決定書により、管理換の決定をしなければならないが、これを行っていないものが1部局において、1点あった。

(単位：円)

部 局 名	品 名	点数	取得価格等
根室教育局	通信機能付OA装置	1	1,177,200

### (4) 廃棄の決定を行っていないもの

不用品を廃棄しようとするときは、物品不用決定書により、廃棄の決定をしなければならないが、これを行っていないものが3部局において、10点あった。

(単位：円)

部 局 名	品 名	点数	取得価格等
総務部	シンレーション体表面汚染モニタ他	8	84,630,000
十勝総合振興局	純水製造装置	1	1,306,040
警察本部	ヘリコプターテレビシステム	1	160,343,418
計		10	246,279,458

## ウ 是正、改善等を要する事項

物品の管理換や、廃棄の決定については、財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うこと。

### (3) 物品の管理等の状況について

財務規則において、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされ、物品の種類、性質、形状等に適した最良の方法をもって保管し、さらにその物品に適した最も効率的な供用を図ることとしている。

物品の記録管理は、各単体ごとに行うこと（単品管理）を原則とし、応接セット等の2以上の単体が組み合わされて一式若しくは組として効用が発揮されるもの、及びその用途又は性質上一式若しくは組をもって記録管理をすることが適当と認められるものについて、セット管理することができるとされている。

また、備品の取得、管理、処分等の事務処理は、財務会計トータルシステム（以下「システム」という。）が設置されている機関は、当該システムにより電子データ（以下「備品登録票」という。）で記録管理を行い、システムが設置されていない機関（高等学校、警察署等）では、紙媒体によるカード方式（以下「備品記録票」という。）により記録管理を行っている。

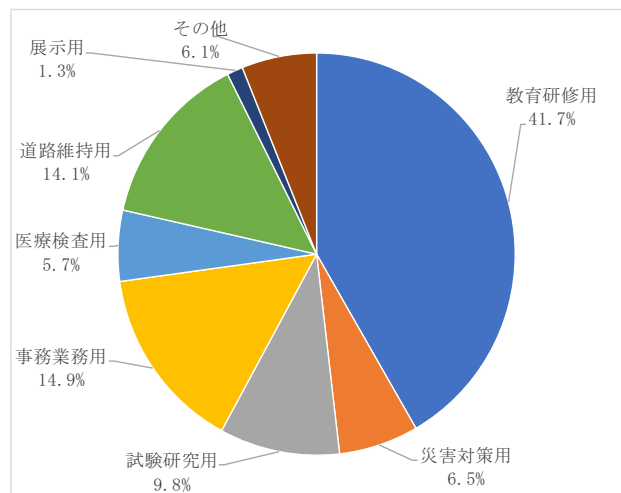
#### ア 対象物品の使用目的

監査対象部局に対する事前調査の結果、対象物品の使用目的は、表3のとおりとなっており、電子顕微鏡、音声映像放送装置等の「教育研修用」が3,505点（41.7%）と最も多く、次いで移動書棚、事務機器等の「事務業務用」が1,249点（14.9%）であった。

なお、「その他」の理由としては、指定管理者用、空港等維持管理用などがあつた。

【表3】対象物品使用目的別物品数（平成30年8月31日現在）

区 分	点 数	内 訳		割合 (%)
		単品管理	セット管理	
教育研修用	3,505	2,649	856	41.7
災害対策用	546	109	437	6.5
試験研究用	819	670	149	9.8
事務業務用	1,249	882	367	14.9
医療検査用	476	336	140	5.7
道路維持用	1,184	1,184	0	14.1
展示用	108	99	9	1.3
その他	512	442	70	6.1
計	8,399	6,371	2,028	100.0

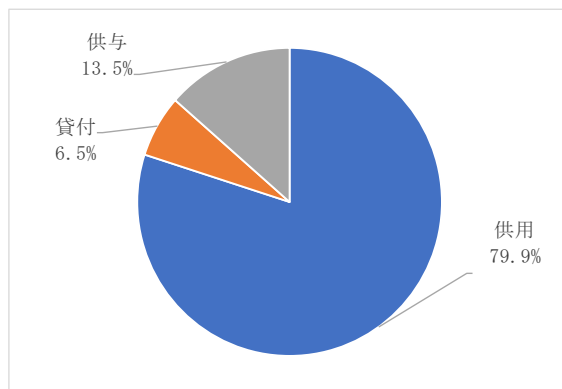


#### イ 対象物品の使用形態

監査対象部局に対する事前調査の結果、対象物品の使用形態は、表4のとおりとなっており、「供用」が6,714点（79.9%）と最も多く、次いで「供与」が1,137点（13.5%）、「貸付」が547点（6.5%）であった。

【表4】対象物品使用形態別物品数（平成30年8月31日現在）

区 分	点 数	内 訳		割合 (%)
		単品管理	セット管理	
供 用	6,714	4,779	1,935	79.9
貸 付	547	544	3	6.5
供 与	1,137	1,047	90	13.5
寄 託	1	1	0	0.0
計	8,399	6,371	2,028	100.0



注1 供用とは、物品をその用途に応じて、道において使用させること。

2 供与とは、道の事務又は事業の処理を委託した相手方に対し、道が所有する物品を提供すること。

3 寄託とは、当事者の一方が相手方のために物品を保管することを約束してその物品を受け取るによって成立する要物契約のこと。

## ウ 問題点

「物品の管理等は適切に行われているか」に着眼し、監査した結果、次のような問題点があった。

### (7) 物品の所在が確認できないもの

物品の所在が確認できないものが3部局において、12点、7,522万2,125円あった。

(単位：円)

部 局 名	品 名	点数	取得価格等
原子力環境センター	複写機 他	10	69,731,305
函館高等技術専門学院	ビデオテープ編集機	1	2,493,520
日高振興局	全自動8項目血球アナライザー	1	2,997,300
計		12	75,222,125

### (イ) 物品の一部を紛失しているもの

物品を構成する付属品の一部を紛失しているものが1部局において、1点、258万3,000円の物品についてあった。

(単位：円)

部 局 名	品 名	点数	取得価格等
白石警察署	可搬式速度測定装置	1	2,583,000

### (ウ) 指定物品の報告をしていないもの

指定物品は、毎会計年度の終了後、指定物品現在高報告書を作成し、5月31日までに、会計管理者に提出しなければならないとされており、システムにより、備品の管理等を行っている部局については、指定物品の異動情報等の確認登録を行うことによって、指定物品現在高報告書の提出に代えることができることとなっている。

指定物品を取得したにもかかわらず、会計管理者に報告をしていないものは、30部局において、67点、2億6,963万2,854円あった。

(単位：円)

部 局 名	品 名	点数	取得価格等
旭川高等技術専門学院	軸傾斜横切丸鋸盤	1	1,183,470
胆振総合振興局	凍結防止剤散布機	5	93,415,935
日高振興局	冷却遠心分離器 他	2	4,200,000
渡島総合振興局	自記温度計	1	1,125,600
上川総合振興局	リトラトーム 他	4	6,560,500
留萌振興局	全自動血球計数器 他	2	3,574,800
宗谷総合振興局	生化学自動分析装置 他	5	17,215,500
オホーツク総合振興局	分光分析装置	1	1,379,700
芦別高等学校	小型総合実践装置 他	2	11,639,000
砂川高等学校	レクチャー卓セット 他	2	2,592,039
美唄養護学校	AV調整卓 他	3	10,095,000
石狩教育局	ランドリープレス仕上機	1	2,331,000
札幌北高等学校	データ分析処理装置 他	5	13,402,557
札幌東陵高等学校	通信機能付OA装置	1	1,035,288
札幌真栄高等学校	除雪機	1	1,010,000
札幌白陵高等学校	モニターテレビ装置 他	5	9,303,240
北広島西高等学校	放送卓 他	4	8,715,630
岩内高等学校	総合実践教室1システム	1	1,260,000
室蘭東翔高等学校	履修管理ハードシステム	1	1,332,450
平取養護学校	AV調整卓	1	3,415,400
函館水産高等学校	ガス置換包装機	1	2,446,000
八雲高等学校	ビデオ編集装置 他	4	23,457,000
留萌高等学校	送配電線路実習装置	1	1,067,000
稚内高等学校	遠隔講義システム機器 他	2	5,131,089
遠軽高等学校	校内LAN用サーバー	1	1,019,500
清水高等学校	校内LAN用サーバー	1	5,659,500
帯広工業高等学校	情報ネットワーク 他	4	24,520,300
釧路商業高等学校	会計処理実習用AV装置 他	3	8,402,811
根室教育局	校内LAN用サーバー	1	1,058,400
根室高等学校	デジタルビデオ編集装置	1	2,084,145
計		67	269,632,854

(I) 物品を廃棄等しているが、現存するものとして指定物品の報告をしているものなど  
指定物品を管理換や売払い、廃棄等の処分により保有していないにもかかわらず、  
現存するものとして会計管理者に報告しているものが36部局において、234点、16億  
1,391万6,314円あった。

また、指定物品以外の備品においても、現存するものとしてシステムに登録してい  
るものが1部局において、7点、834万230円あった。

## 【指定物品】

(単位：円)

部 局 名	品 名	点数	取得価格等
総合政策部	公共端末機 他	4	37,871,139
保健福祉部	電子計算機用出力装置 他	4	12,744,946
経済部	遠隔制御推進装置 他	4	12,100,000
水産林務部	フォークリフトトラック	1	3,496,850
北海道博物館	消毒装置	1	5,894,000
衛生研究所	複写機 他	18	50,167,576
旭川高等技術専門学院	複写機 他	11	28,365,047
北見高等技術専門学院	ギャングリッパー 他	12	53,761,600
苫小牧高等技術専門学院	シーケンス制御実験装置 他	2	2,175,000
農業大学校	スラリースプレッダー 他	3	5,860,000
石狩振興局	有線・無線連絡装置	1	2,664,175
後志総合振興局	製版印刷機 他	18	253,954,545
胆振総合振興局	複写機 他	8	99,525,935
日高振興局	デジタルX線撮影装置 他	2	6,154,200
渡島総合振興局	光学セオドライト 他	47	572,111,386
檜山振興局	公共端末装置 他	4	14,097,598
上川総合振興局	96穴プレート用プレートリーダー 他	8	19,097,963
留萌振興局	公共用端末装置 他	5	7,879,290
宗谷総合振興局	複写機 他	24	81,474,810
オホーツク総合振興局	作物体等総合分析装置 他	5	10,716,271
十勝総合振興局	ホモジナイザー 他	9	66,294,301
釧路総合振興局	セレコール試験器 他	3	7,532,924
根室振興局	超音波細胞粉碎装置 他	2	3,646,650
岩見沢農業高等学校	恒温器 他	7	14,012,890
石狩教育局	電波実験機 他	3	4,846,200
高等聾学校	除雪機	1	1,522,000
函館商業高等学校	校内LAN用サーバー	1	3,864,000
七飯養護学校	通信機能付OA装置	1	1,155,000
名寄産業高等学校	移植機 他	5	12,261,000
留萌高等学校	無停電電源実習装置	1	1,134,000
北見商業高等学校	三元音声調整卓	1	1,260,000
標茶高等学校	ショベル式掘さく機 他	10	29,279,000
根室教育局	通信機能付OA装置	1	1,177,200
別海高等学校	ヘーベラ	1	1,755,000
警察本部	ヘリコプターテレビシステム	1	160,343,418
釧路方面本部	ビデオプロジェクター 他	5	23,720,400
計		234	1,613,916,314

## 【指定物品以外の備品】

(単位：円)

部 局 名	品 名	点数	取得価格等
旭川高等技術専門学院	貨物自動車(教材用) 他	7	8,340,230

## (オ) 物品の一部を処分又は追加しセット管理しているが、指定物品の現在高を変更していないものなど

セット管理している指定物品の内訳に増減があったときは、指定物品現在高報告書において、増減額を報告し現在高を変更することとされているが、これを行っていないものが22部局において、36点、1億6,163万862円の物品についてあった。

なお、セット内訳の取得価格等を記録していないことから、処分・追加後の取得価格等が不明となっているものがあった。

また、指定物品以外の備品においても、取得価格等が整理されていないものが1部局において、1点、118万円の物品についてあった。

【指定物品】

(単位：円)

部局名	品名	点数	取得価格等	処分・追加後
旭川高等技術専門学院	熱環境測定装置 他	8	28,519,148	不明
空知総合振興局	リアルタイムPCDシステム	1	2,899,500	不明
渡島総合振興局	無菌無塵装置 他	2	3,051,960	4,064,410
札幌国際情報高等学校	CADシステム	1	16,905,000	不明
小樽商業高等学校	ビデオ作成装置	1	1,029,000	不明
寿都高等学校	校内LAN用サーバー	1	2,835,000	不明
伊達高等学校	校内LAN用サーバー	1	1,037,400	不明
苫小牧総合経済高等学校	語学演習装置	1	12,360,000	不明
八雲高等学校	校内LAN用サーバー	1	3,102,939	105,600
七飯養護学校	通信機能付OA装置 他	2	4,294,500	不明
檜山北高等学校	農業CADシステム 他	2	20,665,875	19,556,046
旭川南高等学校	テレビジョン装置	1	1,338,400	不明
旭川農業高等学校	自動設計製図装置 他	1	23,049,765	21,576,615
士別翔雲高等学校	通信機能付OA装置	5	22,271,550	19,673,850
苫前商業高等学校	校内LAN用サーバー	1	1,231,650	不明
羽幌高等学校	校内LAN用サーバー	1	3,087,000	不明
帯広工業高等学校	校内LAN用サーバー	1	3,234,000	不明
上士幌高等学校	通信用電子計算機	1	1,995,000	2,457,000
芽室高等学校	校内LAN用サーバー	1	1,995,000	1,980,258
帯広盲学校	校内LAN用サーバー	1	1,707,300	1,761,795
中札内高等養護学校	電子計算機用外部記憶装置	1	2,185,875	不明
根室西高等学校	校内LAN用サーバー	1	2,835,000	不明
計		36	161,630,862	

【指定物品以外の備品】

(単位：円)

部局名	品名	点数	取得価格等	処分・追加後
芽室高等学校	ピアノセット	1	1,180,000	不明

(カ) 指定物品の取得価格等を誤って報告しているもの

指定物品の取得価格等について、過大に報告しているものが7部局において、147点、7億6,513万4,395円、過少に報告しているものが6部局において、480点、4億3,743万159円あった。

[過大に報告しているもの]

(単位：円)

部局名	品名	点数	取得価格等(誤)	取得価格等(正)
原子力環境センター	可搬型ゲルマニウム半導体検出装置	1	60,480,000	30,240,000
石狩振興局	有線・無線連絡装置	1	6,503,521	6,141,731
宗谷総合振興局	除雪車 他	141	4,277,218,475	3,546,060,075
根室振興局	有線・無線連絡装置	1	1,510,864	1,149,075
岩見沢農業高等学校	糞尿運搬散布機	1	5,983,035	4,025,415
鷹栖養護学校	校内LAN用サーバー	1	2,057,368	1,075,432
北見柏陽高等学校	通信機能付OA装置	1	2,112,800	2,039,940
計		147	4,355,866,063	3,590,731,668
過大額(取得価格等(誤) - 取得価格等(正))				765,134,395



[過少に報告しているもの]

(単位：円)

部 局 名	品 名	点数	取得価格等 (誤)	取得価格等 (正)
上川総合振興局	除雪車 他	149	3,219,212,122	3,543,185,148
留萌振興局	超音波診断計 他	63	1,654,935,504	1,722,784,238
十勝総合振興局	除雪車 他	137	3,473,742,900	3,491,966,199
釧路総合振興局	除雪車 他	128	3,372,678,075	3,399,943,175
芦別高等学校	除雪機	2	3,035,000	3,045,000
野幌高等学校	除雪機	1	1,490,000	1,600,000
計		480	11,725,093,601	12,162,523,760
過少額 (取得価格等 (正) - 取得価格等 (誤))			437,430,159	

(キ) 指定物品の対象とならない備品を報告しているもの

指定物品の対象とならない備品を、指定物品として報告しているものが4部局において、24点、3,229万2,800円あった。

(単位：円)

部 局 名	品 名	点数	取得価格等	摘 要
札幌高等技術専門学院	炭酸ガスアーク溶接機	3	2,073,600	100万円未満
農業大学校	ダンプトレーラー 他	3	3,354,000	100万円未満、模型類
空知総合振興局	エアコンディショナー	3	1,004,400	100万円未満
警察本部	CRT運転適正検査器 他	15	25,860,800	非該当 (借入物品)
計		24	32,292,800	

(ク) 備品をシステムに登録していないもの

備品を取得したときは、システムに登録しなければならないが、これを行っていないものが1部局において、1点、100万円あった。

(単位：円)

部 局 名	品 名	点数	取得価格等
十勝教育局	どん帳	1	1,000,000

(ケ) 突合点検を実施していないもの

物品は、毎年1回及び必要に応じ随時に物品と帳簿等の記載内容と突合点検することとされているが、事前調査の結果、突合点検を実施していないものは、平成29年度(2017年度)において、407部局中57部局で、626点あった。

また、突合点検を実施したとするものについても、制度上、点検の結果を記録、保存することになっていないことから、点検の有無を検証することができなかった。

(コ) その他

備品登録票及び備品記録票には、備品の管理番号、供用、貸付等の異動記録、修繕等に関する経歴等を記載することとされているが、これらを記載していないものや、記載を誤っているものがあった。

また、備品には、原則として、管理番号を記載した備品管理票をちょう付することとされているが、これを行っていないものがあった。

## エ 是正、改善等を要する事項

- (7) 物品の所在が確認できないものについて、その原因を明らかにし、適切に対処するとともに、物品の管理体制等を改善すること。
- (イ) 物品の一部を紛失しているものについて、同様の事態が発生しないよう再発防止に努めること。
- (ウ) 会計管理者に指定物品の報告をしていないものや、廃棄しているにもかかわらず、現存するものとして誤った報告をしているもの、セット管理している備品の内訳の増減額を整理していないものなどについて、是正すること。
- (I) 備品をシステムに登録していないものについて、速やかに是正すること。
- (オ) 物品と帳簿等の記載内容との突合点検を実施していないものについて、毎年確実に実施すること。  
また、点検の結果又は記録等が保存されていないことは、過去の報告書等を踏襲し、現物を確認しないまま、指定物品の報告をしている要因の一つと考えられることから、点検の結果を保存するなど、突合点検結果の取扱いについて、検討する必要がある。
- (カ) 備品記録票に必要な事項を記載していないものなど、基本的な事務処理の誤りについて、速やかに是正すること。

#### (4) 物品の活用状況について

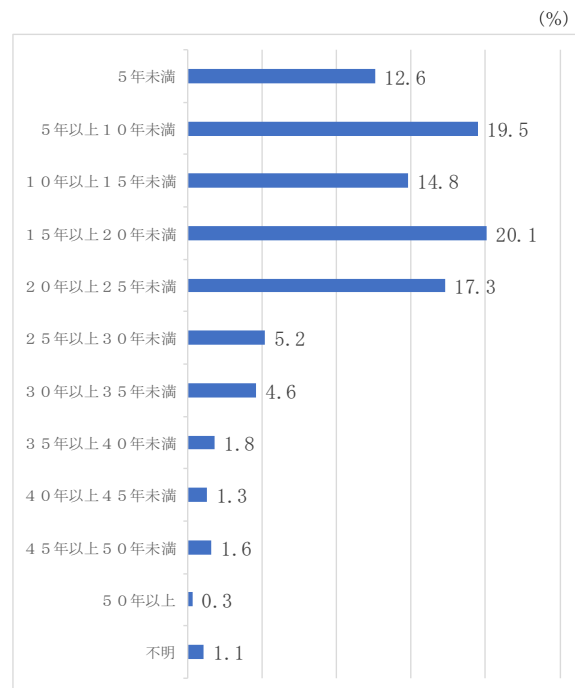
財務規則において、物品は、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされ、取得目的であった事業等が終了した場合などにおいても、まだ効用価値があるときは、他の事業等に使用するなど、その物品に適した最も効率的な供用を図ることとされている。

#### ア 対象物品の使用期間

監査対象部局に対する事前調査の結果、物品を取得してからの使用期間は、表5のとおりとなっており、「15年以上20年未満」が1,686点（20.1%）と最も多く、次いで「5年以上10年未満」が1,636点（19.5%）、「20年以上25年未満」が1,454点（17.3%）であった。

【表5】対象物品使用期間（平成30年8月31日現在）

区 分	点 数	内 訳		割合 (%)
		単品管理	セット管理	
5年未満	1,057	883	174	12.6
5年以上10年未満	1,636	1,002	634	19.5
10年以上15年未満	1,240	964	276	14.8
15年以上20年未満	1,686	1,327	359	20.1
20年以上25年未満	1,454	1,101	353	17.3
25年以上30年未満	439	333	106	5.2
30年以上35年未満	383	299	84	4.6
35年以上40年未満	147	123	24	1.8
40年以上45年未満	110	104	6	1.3
45年以上50年未満	131	126	5	1.6
50年以上	25	24	1	0.3
不明	91	85	6	1.1
計	8,399	6,371	2,028	100.0

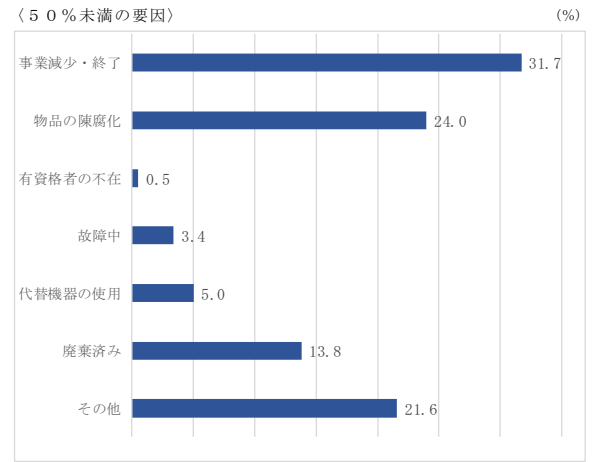
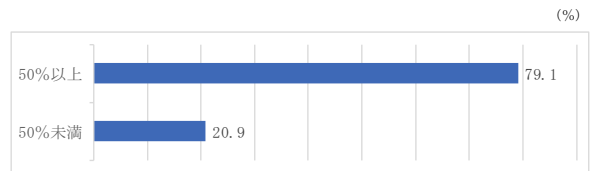


#### イ 対象物品の使用状況

監査対象部局に対する事前調査の結果、平成29年度（2017年度）の物品の使用状況は表6のとおりとなっており、「50%以上」が6,634点（79.1%）、「50%未満」が1,749点（20.9%）であった。そのうち、211部局において、1,485点（17.7%）の物品が未使用となっていた。（平成30年（2018年）4月1日以降に取得した物品は除く。）

【表6】対象物品使用状況（平成29年度）

区 分	点 数	内 訳		割合 (%)
		単品管理	セット管理	
50%以上	6,634	5,066	1,568	79.1
50%未満	1,749 (1,485)	1,292 (1,069)	457 (416)	20.9 (17.7)
事業減少・終了	554	462	92	31.7
物品の陳腐化	420	240	180	24.0
有資格者の不在	9	7	2	0.5
故障中	60	52	8	3.4
代替機器の使用	88	41	47	5.0
廃棄済み	241	199	42	13.8
その他	377	291	86	21.6
計	8,383	6,358	2,025	100.0



注1 割合 (%) = (実使用日数 ÷ 想定使用日数 (部局において想定していた1年間の使用日数)) × 100

2 ( ) 書きは未使用の数及び割合 (%)

## ウ 問題点

「物品は有効に活用されているか」に着眼し、監査した結果、次のような問題点があった。

使用状況については、50%に満たない要因として、「事業減少・終了」によるものが554点（31.7%）と最も多く、次いで「物品の陳腐化」が420点（24.0%）であり、「その他」の理由としては、緊急時・災害時用のため保管しているものや、降雪量が少なかったため重機を稼働しなかったもの、機器を使用する検査業務等がなかったものなどがあった。

しかしながら、未使用の物品のなかには、修繕が不可能とするものや、部品等の生産が終了して使用できないもの、機器を更新したため不用となったことなどを理由に、長期間保管されているものが見受けられた。

## エ 是正、改善等を要する事項

事業の終了や陳腐化等により未使用となっている物品について、今後使用する計画や見込みのないものについては、有効活用の観点から管理換等により他の事業等で使用することや、活用できないものについては、不用の決定を行い、売払い、廃棄等を行うなどの検討を早急に行うこと。

## 第5 所見

今回の行政監査では、取得価格等が100万円以上の物品について、取得手続等は適切に行われているか、管理等は適切に行われているか、有効に活用されているかの3つの着眼点により監査を行ったので、その結果を踏まえ、次のとおり所見を述べる。

第一に、「物品の取得手続等は適切に行われているか」についてであるが、管理換の決定を行っていないものや、不用品の廃棄決定を行っていないものがあった。物品の取得、管理、処分等に係る決定行為は、重要な手続であることから、関係法令等に基づき、適正に事務を執行すること。

また、これらの事務手続のなかには、所属において日常的に発生する業務でないものもあることから、研修会等により法令等の理解を深めるなど、指導の徹底が望まれる。

第二に、「物品の管理等は適切に行われているか」についてであるが、物品の所在が確認できないものについては、その原因を解明し、関係部署と協議の上、適切に対処するとともに、同様の事態が起らないよう、直ちに、物品の管理体制等を改善すること。

次に、指定物品について、会計管理者に報告をしていないものや、物品を処分したにもかかわらず、現存するものとして報告しているものなどが多数あった。物品と帳簿等の突合点検を行っていたならば、誤ったまま放置されることはなかったと思慮される。今回の行政監査において、突合点検を実施していないとする部局が57部局あったが、物品の管理等に関する事務を行う職員及び物品使用者は、当該事務の重要性を改めて認識し、確実に点検を行う必要がある。

第三に、「物品は有効に活用されているか」についてであるが、未使用の物品を長期間保管することは、庁舎等の貴重なスペースを遊休物品の保管のために、いたずらに占有させることから、速やかに管理換等による活用や、売払い、廃棄等について、検討すること。

最後になるが、この度の行政監査において、会計管理者に指定物品の現在高を誤って報告しているものなどが多数確認された。このような正確性を欠く資産管理は、計画的で効果的な物品調達ができなくなるばかりでなく、道が公表している財務書類の正確性や信頼を損なうこととなる。

道には物品の適切な管理と有効な運用を行う責務があり、そのためには正確な現物把握と明確な記録管理を行うことが、特に重要である。これらを適切に実施していくためには、物品を管理する職員はもとより、組織として物品を管理する意識の醸成が不可欠である。道職員一人ひとりが、物品を「その目的に応じて最も効率的に使用し」、「善良な管理者の注意をもって」その職務に当たらなければならないことを認識し、チェック機能が十分働く体制の下、物品の適正かつ有効な運用を図ることを強く望むものである。

# ( 資 料 編 )

○ 指定物品現在高一覧表	21
〈システムが設置されている機関〉	
○ 備品登録票	21
○ 備品登録票 (セット)	22
〈システムが設置されていない機関〉	
○ 備品記録票	23
○ 備品記録票 (セット管理の備品)	24
○ 指定物品現在高報告書	25

○ 指定物品現在高一覧表

指 定 物 品 現 在 高 一 覧 表

作成年月日 平成 年 月 日

会 計	大 類 別	中 類 別	小 類 別	指 定 物 品 名	前年度末現在高		増減理由	本 年 度 増 減 高				現 在 高		備 考
					数量	価 格 (円)		増		減		数量	価 格 (円)	
								数量	価 格 (円)	数量	価 格 (円)			
				計										

○ 備品登録票

備 品 登 録 票	
<b>執 行 機 関</b>	
平成 年度	
物品登録区分	執行番号
登録年月日	
<b>会 計 大 類 別</b> <b>中 類 別</b> <b>小 類 別</b> <b>指 定 物 品 名</b> <b>管 理 番 号</b>	
取得年月日	平成 年 月 日
取得執行機関	
取得価格(単価)	円
取得数量	
取得価格(合計)	円
<b>品 名 規 格 型 式 特 殊 仕 様 製 作 所 年 次 車 台 登録 供給 者</b> ・ 機 体 番 号 ・ 番 号 <b>備 考</b>	
<b>異 動 区 分</b> <b>供 用 員 等</b>	

○ 備品登録票 (セット)

備 品 登 録 票 ( セ ッ ト )			
執 行 機 関  平 成 年 月 日      年 度 番 号 登 録 年 月 日      日			
会 計 大 小 類 別 指 定 物 品 名 管 理 番 号			
取 得 年 月 日      平 成 年 月 日 取 得 執 行 機 関 取 得 価 格      円			
セ ッ ト 名 セ ッ ト 内 訳 数 供 給 者  備 考			
異 動 区 分 供 用 員 等			

備 品 登 録 内 訳 票 ( セ ッ ト )

執行機関	年度	物品執行番号	頁
番号	内 訳 内 容		
	内 訳 番 号 内 品 名 格 型 状 規 格 格 量 単 価 価 値 備 考	円	
	内 訳 番 号 内 品 名 格 型 状 規 格 格 量 単 価 価 値 備 考	円	
	内 訳 番 号 内 品 名 格 型 状 規 格 格 量 単 価 価 値 備 考	円	
	内 訳 番 号 内 品 名 格 型 状 規 格 格 量 単 価 価 値 備 考	円	
	内 訳 番 号 内 品 名 格 型 状 規 格 格 量 単 価 価 値 備 考	円	



○ 備品記録票

〈表〉

備品記録票	会計名	大類別	中類別	小類別	管 理 番 号				
	⋮	⋮	⋮	⋮					
	品名				指定物品名				
取得年月日	特殊仕様等				取得部(部局)名				
取得価格	円	⋮							
規格型式	⋮				取 区 得 分	購入・寄附・製作・借入れ・その他( )			
	⋮					供 給 者			
	⋮								
	⋮								
異 動 記 録			経 歴 記 録						
年 月 日	異 動 先	備 考	年 月 日	記 事					
特記事項									
処 分			処 分 の 方 法						
年 月 日									

〈裏〉

製 作 者 氏 名						写 真 欄
製 作 年 月 日	年	月	日			
種 類						
方 法 (号 数)						
特 記 事 項	⋮					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
備 考						

- 注 1 この様式には、必要に応じ耐用年数、取得財源(内訳)等を記載する欄を設けて差し支えない。  
 2 美術工芸品についてこの様式を使用する場合は、裏面の事項を記載するとともに名刺判以上の写真をはり付ける。  
 3 特別会計の場合は上部右側に赤線を、指定物品の場合は上部左側に青線を入れる。

(用紙寸法 日本工業規格A5)

○ 備品記録票（セット管理の備品）

〈表〉

備品記録票 (セット管理の備品)	会計名	大類別	中類別	小類別	管 理 番 号		
	⋮	⋮	⋮	⋮			
セット名				指定物品名			
				⋮			
取得 年 月 日	供給者				取得部（部局）名		
取得価格 円					取区 得分	購入・寄附・製作・借入れ・その他（ ）	
セ ッ ト 内 訳							
品 名	規 格 ・ 型 状	数 量	呼 称	備 考			

〈裏〉

異 動 記 録			経 歴 記 録	
年 月 日	異 動 先	備 考	年 月 日	記 事
特記事項				
処分 年 月 日		処分の方法		

注 1 この様式には、必要に応じ耐用年数、取得財源（内訳）等を記載する欄を設けて差し支えない。

2 特別会計の場合は上部右側に赤線を、指定物品の場合は上部左側に青線を入れる。

（用紙寸法 日本工業規格A5）

○ 指定物品現在高報告書

指 定 物 品 現 在 高 報 告 書														
北海道会計管理者 様										第 年 月 日	号			
次のとおり指定物品の現在高を報告します。										(所属) 物品管理主任 (氏 名)				
会計区分	大類別	中類別	小類別	指定物品名	前年度末現在高		増減理由	本年度増減高				現在高		備考
					数量	価 格		増		減		数量	価 格	
								数量	価 格	数 量	価 格			
						円			円		円			

注 この報告書は、増減理由（購入・管理換・売払い等）ごとに記載する。 (用紙寸法 日本工業規格A 4)